

令和7年度に適用される定額減税

定額減税は、所得税ならば令和6年分、住民税ならば令和6年度分でそれぞれ適用されるものです。ただし、一定の方の場合、令和7年度分の住民税で適用されます。この対象者などについて確認します。

定額減税とは

令和5年の経済対策に基づき、所得水準や世帯構成等に応じて給付金や定額減税が実施されることとなりました。

このうち定額減税とは、所得税や住民税を納付している合計所得金額1,805万円以下の方を対象に、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、次の金額を減税することをいいます。

- 所得税（令和6年分）3万円
- 住民税（令和6年度分）1万円

この場合において、定額減税しきれないと見込まれる方へは、調整給付が行われます。具体的には、当初給付として、すでに令和5年の課税状況をベースに、減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれた方には、その定額減税しきれないと見込まれた額（1万円単位）が市区町村から給付されています。今後は確定した令和6年分の所得税額をベースに、当初給付に不足があると判明した場合は、追加で給付（不足額給付）が行われます。この不足額給付は、当初給付の対象でない方が、実際に定額減税しきれなかった場合なども含まれます。

調整給付は市区町村によって対応が異なる場合があるため、詳細は納税者がお住まいの市区町村へご確認ください。

令和7年度分の住民税の定額減税

一定の方については、令和7年度分の住民税で定額減税が行われます。

(1) 対象者

次のいずれにも該当する一定の納税者については、令和7年度分の住民税において定額減税の対象となります。

- 令和6年分の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下である
 - 同一生計配偶者※を有している
- ※ 令和6年分の合計所得金額が48万円以下である一定の配偶者

(2) 定額減税額

次の金額が、住民税（所得割額）から控除されます。金額は通知書で確認できます。

- 住民税（令和7年度分）1万円

納期について令和6年度分のような特例はなく、定額減税を適用した後の年税額を、通常の納期で納めることとなります。

なお、令和6年度分の住民税の計算と同様、上記定額減税を適用したことによる、ふるさと納税（寄附金税額控除）の上限額などへの影響はありません。

参考：内閣官房「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」他

「医療費のお知らせ」に 記載されない医療費

医療費控除を適用する際に、「医療費のお知らせ（医療費通知）」を利用されている方もいると思います。この書類には記載されない医療費があるため、ご利用の際には十分ご注意ください。

医療費のお知らせ（医療費通知）

医療費控除を適用する際には、支払った医療費の領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付して提出しなければなりません。

ただし、健康保険組合や市町村などの医療保険者が「医療費のお知らせ」「医療費通知」などの名称で交付する、かかった医療費の情報が記載された書類（以下、医療費のお知らせ）について、一定の要件を満たす場合には、その「医療費のお知らせ」を添付することで「医療費控除の明細書」の作成に代えることができます。

医療機関を受診される機会が多い方ほど、領収書から「医療費控除の明細書」を作成するには大変な手間がかかることや、「医療費のお知らせ」を添付すると領収書の保存が不要となることから、「医療費のお知らせ」を利用される方もいるかと思います。

利用の際には、支払った医療費のうち記載されていないものがないか、領収書と突合したり、「医療費のお知らせ」に記載されている注意事項等を確認いただいたりすることが肝要です。

記載されない医療費

「医療費のお知らせ」は、基本的に診療の際に保険適用となるものが記載されています。そ

のため、保険適用とはならない、いわゆる自費扱いとなるものは記載されません。

たとえば、令和6年10月から開始した「特別の料金」の支払は、医療費控除の対象となります[※]が、保険適用外であるため、記載はされません。

※ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品で、一部の先発医薬品の処方等又は調剤を希望した場合には、「特別の料金」を支払うこととされています（令和6年10月以降）。この「特別の料金」については、対象となる先発医薬品の価格の一部に相当する金額を支払うものであり、治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価として、医療費控除の対象となります。

（国税庁「No.1122 医療費控除の対象となる医療費 Q6」より）

そのため、この支払が発生した場合には、**領収書の保存と、この領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成**する必要があります。

この他、協会けんぽの場合は、保険適用となる診療であっても、個人情報保護の観点から特定の診療科分について記載がされないため、これを含めるには協会けんぽへ作成依頼をする必要が生じるなど、医療保険者によって記載の対象が異なるケースがあります。

なお、マイナポータル連携で取得できる「医療費通知情報」も「医療費控除の明細書」の作成に代えることができますが、書面での「医療費のお知らせ」と記載されている情報の範囲が異なります。ご注意ください。

参考：国税庁タックスアンサー「No.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）」、No.1122 医療費控除の対象となる医療費」他

世帯用借上げ社宅の賃料と従業員負担額

ここでは、2022年（令和4年）に人事院が行った調査結果※から、世帯用借上げ社宅を保有する民間企業における、2022年時点の世帯用借上げ社宅の賃料と従業員の負担額などをみていきます。

社宅の広さ別に賃料を確認

上記調査結果から、世帯用借上げ社宅がある企業における、2022年時点の世帯用借上げ社宅の賃料（以下、賃料）と従業員負担額（以下、負担額）の推計平均額、従業員の負担割合（以下、負担割合）を、従業員規模別（以下、規模別）にまとめると、次ページ表のとおりです。

55㎡未満

全体の規模計は賃料が85,786円、負担額が25,326円、負担割合は29.5%でした。規模別にみると、賃料は500人以上が最も高く、負担額と負担割合は50人～99人が最も高くなりました。50人～99人の負担割合は30%を超えています。

東京都特別区内（以下、特別区内）の規模計は賃料が116,884円、負担額が31,787円、負担割合は27.2%でした。規模別にみると、賃料、負担額、負担割合はすべて、50人～99人が最も高い状況です。

55㎡以上70㎡未満

全体の規模計は賃料が94,280円、負担額が29,208円、負担割合は31.0%でした。規模別にみると、賃料と負担額は500人以上が、負担割合は50人～99人が最も高くなりました。また、すべての規模で負担割合が30%を超えています。

特別区内の規模計は賃料が126,034円、負担額が34,162円、負担割合が27.1%でした。規模別にみると、賃料は50人～99人が、負担額と負担割合は500人以上が最も高い状況です。

70㎡以上80㎡未満

全体の規模計は賃料が102,219円で、10万円を超えました。負担額は32,220円で、3万円を超えています。負担割合は31.5%です。規模別にみると、賃料と負担額は500人以上が、負担割合は50人～99人が最も高くなりました。55㎡以上70㎡未満と同様に、負担率がすべての規模で30%を超えています。

特別区内の規模計は賃料が133,826円、負担額が35,954円、負担割合が26.9%でした。規模別にみると、賃料は50人～99人が、負担額と負担割合は500人以上が最も高い状況です。

80㎡以上

全体の規模計は賃料が111,051円、負担額が34,232円、負担割合は30.8%でした。規模別にみると、賃料と負担額は500人以上が、負担割合は100人～499人が最も高くなりました。また、賃料がすべての規模で10万円を超えています。

特別区内の規模計は賃料が138,151円、負担額が40,013円、負担割合は29.0%でした。規模計の負担額が4万円を突破しました。規模

別にみると、賃料と負担額は50人～99人が、負担割合は100人～499人が最も高い状況です。

規模計を比較

規模計の賃料を全体と特別区内で比べると、特別区内は借上げ社宅の広さに関わらず10万円を超えています。賃料の差では、80㎡未満の広さでは、特別区内が全体より3万円以上高く、80㎡を超えるとその差が3万

円を割り込みました。

負担額では、特別区内は広さに関わらず3万円を超えています。全体では70㎡以上の広さになると3万円を超えています。

負担率は全体で55㎡以上の広さになると30%を超えますが、特別区内では大きさに関わらず負担率は30%未満です。

金額的には特別区内の方が賃料、負担額ともに高くなっているものの、負担割合では全体の方が高いという結果となりました。

世帯用借上げ社宅がある企業の世帯用借上げ社宅賃料と従業員負担額（円、％）

	借上げ社宅の賃料 （企業の契約額）		従業員の負担額 （社宅の使用料）		従業員負担割合	
55㎡未満	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内
規模計（50人以上）	85,786	116,884	25,326	31,787	29.5	27.2
500人以上	90,343	117,790	26,536	32,257	29.4	27.4
100人～499人	85,261	114,384	23,788	30,810	27.9	26.9
50人～99人	75,499	131,369	28,264	36,685	37.4	27.9
55㎡以上70㎡未満	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内
規模計（50人以上）	94,280	126,034	29,208	34,162	31.0	27.1
500人以上	98,292	127,243	29,467	37,301	30.0	29.3
100人～499人	92,834	123,415	29,127	32,592	31.4	26.4
50人～99人	90,456	136,690	28,909	29,156	32.0	21.3
70㎡以上80㎡未満	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内
規模計（50人以上）	102,219	133,826	32,220	35,954	31.5	26.9
500人以上	110,543	139,741	34,641	39,482	31.3	28.3
100人～499人	98,657	126,999	31,146	33,340	31.6	26.3
50人～99人	91,689	150,867	29,062	32,333	31.7	21.4
80㎡以上	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内
規模計（50人以上）	111,051	138,151	34,232	40,013	30.8	29.0
500人以上	119,070	150,307	36,456	43,342	30.6	28.8
100人～499人	105,128	116,811	33,327	35,338	31.7	30.3
50人～99人	106,373	185,887	29,758	44,030	28.0	23.7

人事院「令和4年民間企業の勤務条件制度等調査」より作成

※人事院「令和4年民間企業の勤務条件制度等調査」

常勤従業員数50人以上の全国の企業45,951社のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出した7,556社を対象としています。実施期間は2022年10月～11月で、2022年10月1日現在における制度を調査したものです（回答率56%）。ここでの世帯用とは、生計をともにしている二人以上が住むことを想定しているものをいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001209500&cycle=7&year=20220>

★5月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和7年4月1日～「育児時短就業給付金」が創設されました！

1. 受給資格・支給要件

▶ 次の①・②の要件を両方満たす方が対象

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

▶ 加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月



2. 支給額・支給率

原則として、**育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額**を支給します。

ただし、支給対象月に支払われた賃金額と支給額の合計が、育児短就業開始時賃金額を超えないように支給率が調整されます。

例：育児時短就業開始賃金月額が300,000円

支給対象月に支払われた賃金額が200,000円の場合の支給額

育児時短就業開始時賃金月額の90%(270,000円)以下のため、支給率は10%になります。

(支給額)200,000円×10%=20,000円

※育児時短就業開始時賃金月額の90%超～100%未満の場合は支給率が調整されます。

※支給限度額(令和7年7月31日まで)：459,000円



3. 令和7年4月1日以前より時短就業を開始している場合の措置

令和7年4月1日前より育児時短就業に相当する就業を行っている方については、令和7年4月1日を育児時短就業を開始した日とみなして受給資格・各月の支給要件を満たす場合に支給されます。

詳細等は、当事務所へお問い合わせください。

★ 令和7年5月の営業土曜日は
以下のとおりです。



3日(土) 休
10日(土) 営業(税務・労務)
17日(土) 営業(税務)
24日(土) 営業(税務)
31日(土) 営業(税務)

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>



GW休業日

令和7年5月3日(土)～5月6日(火)